

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	4 - 1	担当課	畜産課																																						
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	27 - 1	許認可等の内容	規格設定飼料の公定規格による検定																																							
<p>○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律</p> <p>改正 昭和31年4月26日法律第84号 昭和37年9月15日 同第161号 昭和50年7月25日 同第68号 昭和53年7月5日 同第87号 昭和58年5月25日 同第57号 平成5年11月12日 同第89号 平成11年7月16日 同第87号 平成11年12月22日 同第160号 平成11年12月22日 同第186号 平成14年6月14日 同第70号 平成15年6月11日 同第74号 平成19年3月30日 同第8号</p>			<p>飼料の公定規格について</p> <p>1 配合飼料</p> <p>(1) 鶏用配合飼料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">飼料の種類</th> <th colspan="4">成分量の最小量(%)</th> <th colspan="2">成分量の最大量(%)</th> <th rowspan="2">代謝エネルギーの最小量 1kg中のkcal</th> </tr> <tr> <th>粗たん白質</th> <th>粗脂肪</th> <th>カルシウム</th> <th>りん</th> <th>粗繊維</th> <th>粗灰分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア) 幼すう育成用配合飼料 (幼すう(ふ化後おおむね4週間以内の鶏で肥育用以外のものをいう。)の育成の用に供する配合飼料をいう。)</td> <td>18.5</td> <td>2.0</td> <td>0.70</td> <td>0.55</td> <td>6.0</td> <td>8.0</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>イ) 中すう育成用配合飼料 (中すう(ふ化後おおむね4週間を超え10週間以内の鶏で肥育用以外のものをいう。)の育成の用に供する配合飼料をいう。)</td> <td>15.5</td> <td>2.0</td> <td>0.65</td> <td>0.50</td> <td>6.0</td> <td>9.0</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>ウ) 大すう育成用配合飼料 (大すう(ふ化後おおむね10週間を超えた産卵開始前の鶏で肥育用以外のものをいう。)の育成の用に供する配合飼料をいう。)</td> <td>12.5</td> <td>2.0</td> <td>0.55</td> <td>0.45</td> <td>8.0</td> <td>9.0</td> <td>2,600</td> </tr> </tbody> </table>				飼料の種類	成分量の最小量(%)				成分量の最大量(%)		代謝エネルギーの最小量 1kg中のkcal	粗たん白質	粗脂肪	カルシウム	りん	粗繊維	粗灰分	ア) 幼すう育成用配合飼料 (幼すう(ふ化後おおむね4週間以内の鶏で肥育用以外のものをいう。)の育成の用に供する配合飼料をいう。)	18.5	2.0	0.70	0.55	6.0	8.0	2,800	イ) 中すう育成用配合飼料 (中すう(ふ化後おおむね4週間を超え10週間以内の鶏で肥育用以外のものをいう。)の育成の用に供する配合飼料をいう。)	15.5	2.0	0.65	0.50	6.0	9.0	2,700	ウ) 大すう育成用配合飼料 (大すう(ふ化後おおむね10週間を超えた産卵開始前の鶏で肥育用以外のものをいう。)の育成の用に供する配合飼料をいう。)	12.5	2.0	0.55	0.45	8.0	9.0	2,600
飼料の種類	成分量の最小量(%)				成分量の最大量(%)			代謝エネルギーの最小量 1kg中のkcal																																				
	粗たん白質	粗脂肪	カルシウム	りん	粗繊維	粗灰分																																						
ア) 幼すう育成用配合飼料 (幼すう(ふ化後おおむね4週間以内の鶏で肥育用以外のものをいう。)の育成の用に供する配合飼料をいう。)	18.5	2.0	0.70	0.55	6.0	8.0	2,800																																					
イ) 中すう育成用配合飼料 (中すう(ふ化後おおむね4週間を超え10週間以内の鶏で肥育用以外のものをいう。)の育成の用に供する配合飼料をいう。)	15.5	2.0	0.65	0.50	6.0	9.0	2,700																																					
ウ) 大すう育成用配合飼料 (大すう(ふ化後おおむね10週間を超えた産卵開始前の鶏で肥育用以外のものをいう。)の育成の用に供する配合飼料をいう。)	12.5	2.0	0.55	0.45	8.0	9.0	2,600																																					
<p>(規格適合表示)</p> <p>第二十七条 農林水産大臣の登録を受けた者は、農林水産省令で定める検定の方法に従い、公定規格が定められている種類の飼料(以下「規格設定飼料」という。)について公定規格による検定を行ったときは、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に、公定規格に適合していることを示す特別な表示(以下「規格適合表示」という。)を付することができる。都道府県が、条例で定めるところにより、その農林水産省令で定める検定の方法に従い、規格設定飼料について公定規格による検定を行ったときも、同様とする。</p>																																												

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	4 - 2	担当課	畜産課	
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	27 - 1	許認可等の内容	規格設定飼料の公定規格による検定		
(2) 豚用配合飼料							
飼料の種類	成分量の最小量(%)				成分量の最大量(%)		代謝エネルギーの最小量 1kg中のkcal
	粗たん白質	粗脂肪	カルシウム	りん	粗繊維	粗灰分	
エ) 成鶏飼育用配合飼料 (成鶏(産卵開始後の鶏で種鶏以外のものをいう。))の飼育の用に供する配合飼料をいう。)	14.5	2.0	2.70	0.50	6.0	14.5	2,700
オ) 種鶏飼育用配合飼料 (産卵開始後の種鶏の飼育の用に供する配合飼料をいう。)	14.5	2.5	2.70	0.50	8.0	13.5	2,650
カ) プロイラー肥育前期用配合飼料(ふ化後おおむね3週間以内の鶏の肥育の用に供する配合飼料をいう。)	20.5	3.0	0.80	0.60	5.0	8.0	3,000
キ) プロイラー肥育後期用配合飼料(ふ化後おおむね3週間を超えた鶏の肥育の用に供する配合飼料をいう。)	16.5	3.0	0.70	0.55	5.0	8.0	3,000
注 配合飼料中のカルシウムの重量は、りんの重量を超える量とする。							
飼料の種類	成分量の最小量(%)				成分量の最大量(%)		可消化養分総量の最小量(%)
	粗たん白質	粗脂肪	カルシウム	りん	粗繊維	粗灰分	
ア) は乳期子豚育成用配合飼料(体重がおおむね30kg以内の豚の育成の用に供する配合飼料をいう。)	17.0	3.0	0.60	0.50	4.0	9.0	76
イ) 子豚育成用配合飼料(体重がおおむね30kgを超え70kg以内の豚の育成の用に供する配合飼料をいう。)	14.0	2.0	0.50	0.40	5.5	9.0	74
ウ) 肉豚肥育用配合飼料(体重がおおむね70kgを超えた豚の肥育の用に供する配合飼料をいう。)	12.0	1.5	0.45	0.35	6.5	9.0	73
エ) 種豚育成用配合飼料(体重がおおむね60kgを超え120kg以内の豚種の育成の用に供する配合飼料をいう。)	12.0	1.5	0.70	0.55	8.5	10.0	67
オ) 種豚飼育用配合飼料(体重がおおむね120kgを超えた種豚の飼育の用に供する配合飼料をいう。)	11.5	1.5	0.70	0.55	10.0	10.5	66
注 配合飼料中のカルシウムの重量は、りんの重量を超える量とする。							

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	4 - 3	担当課	畜産課	
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	27 - 1	許認可等の内容	規格設定飼料の公定規格による検定		
(3)牛用配合飼料				(4)養殖水産動物用配合飼料			
飼料の種類	成分量の最小量(%)				成分量の最大量(%)		可消化養分総量の最小量(%)
	粗たん白質	粗脂肪	カルシウム	りん	粗繊維	粗灰分	
ア) ほ乳期子牛育成用代用乳用配合飼料(ほ乳期子牛(生後おおむね3月以内の牛をいう。以下同じ。)の育成の用に供する配合飼料であって、脱脂粉乳を主原料とするものをいう。)	17.0	7.0	0.80	0.40	1.0	10.5	79
イ) ほ乳期子牛育成用配合飼料(ほ乳期子牛の育成の用に供する配合飼料であって、ほ乳期子牛育成用代用乳用配合飼料以外のものをいう。)	14.0	2.0	0.60	0.40	6.0	9.0	70
ウ) 若令牛育成用配合飼料(若令牛(生後おおむね3月を超え18月以内の牛をいう。)の育成の用に供する配合飼料をいう。)	10.0	1.5	0.50	0.30	11.5	10.0	65
エ) 乳用牛飼育用配合飼料(生後おおむね18月を超えた乳用牛の飼育の用に供する配合飼料をいう。)	9.0	1.0	0.50	0.40	11.0	10.0	65
オ) 幼令肉用牛育成用配合飼料(幼令肉用牛(生後おおむね3月を超え6月以内の肉用牛をいう。)の育成の用に供する配合飼料をいう。)	10.0	2.0	0.40	0.30	10.0	10.0	69
カ) 肉用牛肥育用配合飼料(生後おおむね6月を超えた肉用牛の肥育の用に供する配合飼料をいう。)	10.0	1.5	0.35	0.30	10.0	10.0	65
飼料の種類	成分量の最小量(%)		成分量の最大量(%)				
	粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	粗たん白質	粗脂肪	
ア) うなぎ餌付け用配合飼料(おおむね体重1グラム以下のうなぎの餌付けの用に供する配合飼料をいう。)	50.0	3.0	1.0	17.0			
イ) うなぎ稚魚用配合飼料(おおむね体重1グラムを超え10グラム以下のうなぎの育成の用に供する配合飼料をいう。)	47.0	3.0	1.0	17.0			
ウ) うなぎ育成用配合飼料(おおむね体重10グラムを超えるうなぎの育成の用に供する配合飼料をいう。)	45.0	3.0	1.0	17.0			
エ) こい稚魚用配合飼料(おおむね体重10グラム以下のこいの育成の用に供する配合飼料をいう。)	39.0	3.0	4.0	15.0			
オ) こい育成用配合飼料(おおむね体重10グラムを超えるこいの育成の用に供する配合飼料をいう。)	37.0	3.0	5.0	15.0			
カ) にじます餌付け用配合飼料(おおむね体重2グラム以下のにじますの餌付けの用に供する配合飼料をいう。)	48.0	4.0	3.0	17.0			
キ) にじます稚魚用配合飼料(おおむね体重2グラムを超え10グラム以下のにじますの育成の用に供する配合飼料をいう。)	45.0	3.5	3.0	16.0			
ク) にじます育成用配合飼料(おおむね体重10グラムを超えるにじますの育成の用に供する配合飼料をいう。)	43.0	3.0	3.0	15.0			
ケ) あゆ餌付け用配合飼料(おおむね体重1グラム以下のあゆの餌付けの用に供する配合飼料をいう。)	50.0	4.0	3.0	17.0			

注 配合飼料中のカルシウムの重量は、りんの重量を超える量とする。

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

資料番号		4 - 4		担当課	畜産課	
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	27 - 1	許認可等の内容	規格設定飼料の公定規格による検定	
3 単体飼料						
飼料の種類		成分量の最小量(%)		成分量の最大量(%)		
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
コ) あゆ稚魚用配合飼料 (おおむね体重10グラムを超え10グラム以下のあゆの育成の用に供する配合飼料をいう。)		46.0	3.5	3.0	16.0	
サ) あゆ育成用配合飼料 (おおむね体重10グラムを超えるあゆの育成の用に供する配合飼料をいう。)		44.0	3.0	4.0	15.0	
3 単体飼料						
飼料の種類		成分量の最小量(%)	成分量の最大量(%)		その他の事項	
		粗たん白質	粗脂肪	粗灰分		
ア) ア) 魚粉		50.0	12.0	27.0	-	
イ) イ) フェザーミール		80.0	-	3.0	ペプシン消化率は、75パーセント以上であること。	
注 ペプシン消化率とは、ペプシンで消化されたたん白質量の粗たん白質量に対する割合をいう。						
2 混合飼料						
飼料の種類		成分量の最小量(%)	成分量の最大量(%)		その他の事項	
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
ア) とうもろこし・魚粉二種混合飼料 (とうもろこしと魚粉(粗たん白質の成分量が50パーセント以上のものに限る。)とを混合した飼料であって魚粉の配合割合が2パーセント以上であるものに限る。)		9.0	-	-	2.5	-
イ) フィッシュソリュブル吸着飼料 (フィッシュソリュブル(いか又はたこのソリュブルを含む。)を米ぬかその他の農産物加工かす若しくはピート粉末又はこれらの二種以上を混合したものに吸着させた飼料をいう。)		45.0	14.0	10.0	18.0	水溶性窒素の含有量は、窒素全量の65パーセント以上であること。
注 水溶性窒素とは、水で振とう抽出し、ケルダール法によって定量した窒素の量をいう。						

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

(変更)